

# 明末の出版統制とその後

名古屋大学東洋史研究報告 三二号 二〇〇八年三月発行

井上 進

## はじめに

出版を通じて明清の交代を見れば、そこにははっきりとした変化が看取され、しかもそれは字様、版式から意匠、内容にまで及ぶ「出版全体の風氣に關わるものであったし、かつそうした出版の変化はすこぶる急劇な、断絶と言つてよいほどのものであった。とすれば、それは明末的文化の断絶を反映したものであり、またそこにはこれまでの、いわば「自然」な変化とは異なる、強い外在的圧力の存在があったのではな  
いか」。これはかつて発表した小論<sup>1</sup>の一節であるが、実のところかの一篇は「前篇」と称したように、明清の際における出版の断絶とはどのようなものであったか、その具体的様相

を明らかにした上で、清初順治中より康熙初年までの坊刻が、なお明末の出版を継続させようとしていたことを説明する、というところで終わっていた。つまり「外在的圧力」があったという推定は正しいのか、また正しいとすればそれはどのようなもので、出版の変化はこれとどう対応しているのか、といった問題を論ずることは、後日に期されていたわけである。

清初の出版に対して「外在的圧力」がかかっていたこと、つまり国家の法令による規制があったことそれ自体は、改めて「推定」するまでもない、よく知られた事実である。よつてもしそうした「圧力」を論じようというなら、出版界と禁令との間に存在したであろう葛藤の詳細を明らかにしなくてはならないが、この課題を果たすだけの準備は、遺憾ながら

まだない。また清初の出版統制については、かつて士人統制一般を論じた際<sup>②</sup>、すでにひととおりの概観を与えており、基本的な事実関係を改めて述べる必要はないだろう。ただ清初の出版統制、ないし士人統制というのは、清代に入つて新たに、突然出現したものでは決してなく、明末の国家がすでに試みていたところでもあつたことは、少なくともその詳細は、必ずしもひろく一般に知られていない。そしてこの明末の統制がいかなるものであつたかを知ることが、清初のその意味を理解することにつながるのではないか。出版統制、ないし士人統制を通じて見た明末清初の断絶と継承とは、いったいどのようなものであつたのか。

## 一、弘正間から万曆初年まで

明初百年の出版がはなはだ衰微した状態にあつたことは、さまざまな事実から確認できようが、出版統制との関係で言うなら、挙業書の動向で説明するのがよいだろう。挙業書はつとに北宋の末年から、「往々にして晩進の小生、もつて時の尚ぶ所となし、争いて售<sup>か</sup>い編々誦し、もつて文場剽窃の用に備え、また深く義理の帰を究めず」と批判され、ために基

本的には「ことごとく断絶禁棄し、擅自<sup>ほしいま</sup>に売買取蔵するを得ざらしむ」と決定されている<sup>③</sup>。つまり挙業書とは、医書や類書と並ぶ坊刻の大宗であり、かつもつとも規制の対象となりやすいものであつた。

宋元では坊間よりさかんに出版されていた挙業書は、明代に入るや消滅も同然、と言つてもよいほどわずかしか刊行されなくなり、そのわずかに刊行されていたものも、ほとんどは宋元人編著の策論参考書でしかなかつた。明末であれば、挙業書とは何よりも経義のためのものであるが、明初の経義参考書で管見に入つたのはただ一点、正統三年刊の『書義卓躍』があるのみである。この書の撰者はやはり今人ならぬ元人、かつその正統三年刊本とは、「かつてこの書を授読」していた句容県学教諭が蔵する鈔本を、主簿の音頭で出版のはこびとなり、それを「後学に益あり」と認めた巡按御史彭勗が後援したもの、つまりは坊刻どころかまぎれもない官刻、句容県学刊本であつた<sup>④</sup>。こうした官による挙業書出版というのは、明初百年に在つてはむしろ普通のこととて、たとえば成化三年刊本『新編名儒類選单篇大字止齋論祖』は歙県知県の出版、また成化五年刊本『校正重刊单篇批点論学繩尺』が福建提学游明による刊行、といった具合である<sup>⑤</sup>。

有明の中葉、功令は嚴明、士習は純一にして、坊肆の雕本は多く礼部の頒行に出ず。ただ王府宦邸のみは、時に旧本の古書を翻刻するも、王府本は人間に伝わらず。……大官の較刻に非ざるよりは、坊賈は敢えて妄りに刊布することあらず、いわゆる時人の集と時文の選なきなり。

とは明代中期における出版の貧弱と単調を却って美化した文字ながら、事実を去ることそう遠いものではない。こうした時代、出版統制といったことはむろん問題になりようがなく、世は至つて太平であつた。だがわずかに降つて弘治中になると、様子はようやく交わりはじめ、出版される挙業書も追々増えてくる。特に杭州通判沈澄が刊行した『京華日抄』の出現は、「刊本時文」の濫觴をなしたものと言われ、たしかに出版の新時代到来を告げる事件のみに数えてよいだろう。

史料給事中許天錫言えらく、今年（弘治十二年）闕里の孔廟災あり、遠近これを聞き、驚懼せざるなし。ちかく福建建陽県の書坊火を被り、古今の書板は蕩びて灰燼となる。……上天の戒めを示すこと、必ず道のよりて出ずる所と文の萃聚する所の地に於いてするは何ぞや。……ちかごろ師儒職を失い、正教修まらず、上の尚ぶ所

の者は浮華靡艶の体、下の習う所の者は枝葉蕪蔓の詞にして、俗士陋儒、妄りに相い衷集し、巧みに名目を立つること、ほとんどまさに百家ならんとす。梓者は售れやすきをもつて利を図り、読者は僥倖を覘いて科を決し、これによりて精思実体の功を廢し、師友討論の会を罷め、徳を損ない心を蕩し、文を蠹ばみ道を害う。……晚宋の文字、及び京華日抄、論範、論草、策略、……講章の類、およそ煨燼の余に得る者は、ことごとくみな根本を断絶し、前のごとく混雜して刊行するを許さざれ、と。

礼部覆奏して謂えらく、建陽の書板は……巡按、提学等の官をして、逐一査勘せしめ、もし京華日抄等の書板、すでに焼燼したる者なれば、書坊のまた翻刻を行なうを許さず。先ず経伝子史等の書、および聖朝の頒降せる制書をもつて、一々対正し、全存せる者は旧に照らして印行し、半存および存するなき者は、旧をもつて翻刊し、務めて文字をして真正ならしめ、訛を承け舛を習い、もつて来学を誤らしむることなかれ、と。これに従う。

十五世紀の最末期になつて、挙業書は宋代におけると同じように、正しい学問を妨げるものとして禁止され、また優先的に出版すべき書物を指定した上で、その「文字をして真正

ならしめ」と決定されもした。つまり出版がなお建陽に偏在していた当時、国家は建陽の出版業を監視することで、本文の質も含めた出版全体の管理を行なおうとしていたわけである。そしてこの挙業書の禁断と官による建陽書板の校正は、正徳より嘉靖初年に至っても継続される。すなわち正徳十一年には、「近時時文は四方に流布し、書肆は資りてもって利を賈り、士子はこれを仮りてもって幸いを饒えば、よろしく痛革を加うべし」というわけで、「その書坊の刊刻せるあらゆる時文は、ことごとくよろしく焼毀し、鬻販するを得ざらしむべし」となり、また官による校正の方は、たとえば正徳中劉氏慎独齋刊本『文献通考』に対し、十六年に建寧府知府、邵武府同知が共同で校正を行ない、さらに嘉靖五年にも「経籍」、十一年には「五經史書」に対する校正が実施されたのである。だがこうした努力にもかかわらず、「刊本時文」はこれ以後ますます隆盛を極めるようになるし、官による校正にしても、嘉靖十一年のそれに際して言われていた、「書は海内に伝わり、版は閩中に在り」という出版の偏在が解消してくれば、その意義は言うに足りないものとなる。じつさい嘉靖中年以降、挙業書一般の禁止と官による書板の校正はともに実施されることなく、そのまま放棄されてしまっ

る。

出版の復興がようやく実現しはじめるや、国家は早速にその管理、統制を試みたが、弘治、正徳中とは学問に関わる新しい活動が登場した時でもあり、これについても国家の対応は断乎たるものであった。すなわち書院講学の禁である。弘治初年、程朱を恪守する醇儒の周木が、郷里常熟にあった学道書院を復興したいと願い出たところ、「孝宗は本朝に書院の制なきをもって許」さなかった。周木は疑問の余地ない正学の上であり、異説、異端とはまったく無縁の学者であったが、それでも民間独自の學術活動というのは、国家から見れば怪しむべきだったのである。

莆田の人鄭岳は言う。「宋元の時、書院は官に領せられ、額を賜り田を割き、主どらしむるに直学・山長をもつてす。わが朝に迨び制を定め、併せて学に帰し、書院は廢然たり。文化日に盛ん」になって、というのはたぶん弘正の際、莆田ではようやく書院を創建しようという動きも出てきたが、「制に限られ、いまだよくせざるなり」。更に正徳十五年、巡按御史の沈灼が郷紳黄鞏のために立誠書院を建てたが、黄氏は「この院の成る、鞏敢えて私せず。願わくば官に領せしめ、四方の来学に嘉与してこれを共にせん」と言ったという。黄

氏からすれば、どのような学問を講ずるにせよ、官の統制を受けぬところで多くの人間が活動するというのは、やはり慎むべきことであつたのさう。

降つて嘉靖中になると、挙業書が怪しからぬ存在なのもとよりながら、その出版を全面的に禁止するなどもはやあまりに現実ばなれした話であり、よつて問題の焦点はむしろその内容、正統への違背や規範の破壊をもたらす危険性に移つていく。これは嘉靖中になれば、王学を代表とする非正統的学説が、ますますその影響力を増大させつゝあつたという、そうした情勢に対応したものとも言えるさう。書院講学についても、ことはほぼ同様である。むろん書院講学というのは、そこで講ぜられる学がどのようなものであるかに関わらず、その形式自体が大きに問題なのではあるが、ならばなぜそのような形式がますます流行するようになったのかと言えば、それは万人のための聖学を掲げる非正統的学説が、その内容にふさわしい形式を、講学、講会を要求したからである。旧来の靜態的秩序を逸脱した講学は、やがて単なる學術問題を越えて、社会的、政治的問題を引き起こしさえするさう。

祖宗、六經を表章し、勅諭を頒行するは、まさに正学を崇び、正道に<sup>みちび</sup>迪き、士習を端し、真才を育て、もつて正

大光明の業を成さんと欲すればなり。百余年間、人材は渾厚、文体は純雅なるに、近年は士習に詭異多く、文辞は艱深を務め、治化を傷つく所淺からず。自今、人を教え士を取るには、一に程朱の言に依り、妄りに叛逆不經の書をつくり、私自に<sup>ほしさま</sup>伝刻し、もつて正(後?)学を誤るを許さず。

嘉靖元年十月、ある言官が「異学の説」を断乎禁革すべしと訴えたのに対し、嘉靖帝はかく指示した。降つて嘉靖十六年四月には、「學術偏謬、志行邪偽」のゆえをもつて湛若水が弾劾され、あわせて「故兵部尚書王守仁、および若水著す所の書を禁約し、並びに門人勦むる所の書院を毀ち、在学の生徒を戒め、遠く出て從游し、本業を妨ぐるを致すことなからし」めることが請われた。これに対する嘉靖帝の命は、湛若水は留用、ただし「書院は明旨を奉ぜず、私自に勦建したれば、有司をして改毀せしむ」というもので、南京吏部尚書湛氏の学問そのものはひとまず不問に付されたものの、その講学活動のため「私自に勦建」された書院に対してはきびしい処分が下つてゐる。

そして翌十七年五月には、吏部尚書許瓚がやはり書院の禁を重申して、「擅<sup>ほし</sup>まゝに衙門を改め、別に書院を起こし、書

籍を刊刻するがごときは、はなはだ民の害となす」ので禁止し、「教官生員はことごとく本処において業を肆ならい、書籍を刊刻し、刷印して人に送り、民財を糜費するを許さぬよう提案し、すんなり認められている。書院講学と出版が結びつくことは、異説、異論の伝播を強く警戒する国家にとつて、まったく許しがたい事態であつたに違いない。

嘉靖中に試みられた士子統制は、中年以降すこぶる弛緩してしまつたようで、さしたる成果を収めなかつたが、万曆初年の張居正政権による統制は、そんな生ぬるいものではありえなかつた。万曆三年五月、張居正は「旧章を申べ学政を飭し、もつて人才を振興せんことを請うの疏」を上し、これがそのまま下記の「提学官に換給せる勅諭」十八款となり、きびしく施行される。

一（第一）、聖賢は経術をもつて訓えを垂れ、国家は経術をもつて人を作らんとす。もしよく経書を体認せば、すなわちこれ学問を講明せるなり。何ぞ必ずしもまた別に門戸を標し、党を聚めて空談せん。今後は……別に書院を勅め、徒党を群聚……するを許さず。

一（第三）、我が聖祖は臥碑を設立し、天下の利病は諸人みな直言を許すも、ただ生員のみは許さず。今後、生

員は務めて明禁に違ひ、……妄りに衙門に出入し、民情を陳説し、官員の賢否を議論する者は、該管有司の提学官に申呈し、行止に虧くる有るをもつて革退せしむるを許す。

一（第四）、国家は経を明らむるをもて人を取り、書を説く者は宋儒の伝註をもつて宗となし、文を行つくる者は典実純正をもつて尚となす。今後……その異端邪説を剽窃し、奇てふを炫てふ異を立つる者は、文工みなると雖も録さず。

一（第八）、廩膳・増広はもと定額あり。後に迫んで附学の名目を増置し、冒濫多きに居る。今後、歳考は務めて厳しく校閲を加うるを要す。

張居正は単に書院の創建を禁じただけでなく、七年正月には「天下の書院を毀つ」ことが命ぜられ、これは翌八年にかけて、じつさい相当きびしく実行された。万曆中の書院には、一經、二史、三古文詞、四理学、五当代典故の「五学会を立てた」というものもあるなど、往々そが「当代」の問題を議論する場となり、その点からも士習敗壞の元凶と目されたのである。また士習の問題はもともと生員の「冒濫」から生じたものであつたので、本来決められている学額の遵守、ということは生員数の削減も、やはりきびしく実行された。「江

陵（張居正）事を行なうこと操切に過ぐると雖も、然れども  
実に人意を快くする者あり。生員を沙汰し、書院を廢……す  
るがごときこれなり」とは、こうした張氏の政策を評価した  
もの、また「江陵府録を限制してより、士の県に即くこと、數、  
百に盈たず。……孤寒の士はわずかにままこれあるのみ」と  
は、入学制限に対する不満を述べたもの、いずれにせよ張居  
正による統制のきびしさを物語る証言である。<sup>19</sup>

張居正死後の万曆十年代、士子統制はやはり何ほどかの緩  
みを見せたことであろう。だがこの時期にも、士習、文体の  
問題は相変わらず議論され、その解決がはかられていた。万  
曆十五年に礼部が編纂、刊行した『挙業正式』は、その端的  
なあらわれである。この年の二月、礼部は近日「士子の文を  
つくるや六経を用いず、はなはだしきは仏經、道藏を取り、  
その句法口語を摘みてこれをつく」つているという現状を述  
べ、合格答案の事後検閲を行なうよう提案して認められ、ま  
た六月にはある言官により、文体問題を解決すべく、出版の  
取締りが提案される。本来なら「坊間の時文板刻をもつて、  
ことごとく焼燬を行な」いたいところだが、その中には有益  
なものもあろうし、「中試の程墨を除くのほか、その時義、  
百子書、仏書、俚僻異怪は、ことごとく棄燬せしめ、しこう

して文体正されん」、上奏はこのような内容で、「上これを然  
りとす」というのがその結果であった。<sup>20</sup>

かく実効はともかくとして、文体問題についての議論がす  
こぶるやかましくなる中、八月に至り、「礼部に命じ、翰林  
院と会同し、開国より嘉靖初年に至る中式文字一百十余篇を  
取定し、学宮に刊布し、もつて準則となせ」という命が下る。  
これが即ち「文をもつて重しとなさずして、世道人心のため  
に計」り、もつて「文体を正し、士習を端し、世道を転移」  
せんとした『挙業正式』六卷である。<sup>21</sup> 今や文体の問題は、国  
家が直接にその標準を示さねばならぬほど、そこまで深刻な  
ものとなっていた。

## 二、万曆後半以後

弘治・正徳のころより以来、正学に対する異論、異説が出  
現し、しかもそれがますます力を得つつあった情勢に対し、  
当然のことながら明朝は、手をつかねてこれを座視していた  
わけではなかった。文体の釐正、士習の肅清、書院講学の禁  
止、そして出版の統制などなどの命令は、体制教学の統一と  
安定を回復する試みの一環として、すでに見たごとく何度も

何度も繰りかえし下されていたのである。後述するところから知られる万曆二十九年の禁令、すなわち異説をとなえる書籍の焼毀と坊間の出版に対する提学の検閲も、むしろそうした努力の現れであるには違いない。

この二十九年の禁令というのは、前年九月に卒していた礼部尚書余繼登の上疏によって、少なくともそれが契機となつて、定められたものである。万曆二十七年冬より後のある時、「士習・文体、日々に浮詭に趨くを見、深くもつて憂いと<sup>①</sup>なしていた余氏は、「聖經に違わず、倡えて異説をなし、仏氏の緒言を窃み、耳目を煇乱」する「新説」を排除するよう提案し、その結果、「掣りて功令となし、学官に下して釐正せしめよ」となつたのである。だがこの時の「功令」は、これまでもたいていはそうであつたように、ただ単にそういう命令が下つたというだけの具文であり、民間はもとより官界においてさえ、それが問題にされたという形跡は見当たらない。じつさい余氏の上疏もその結果として定められた禁令も、『実録』には何らの痕跡ものこしえぬ、それほど影響の少ないものであつた。

ところが翌三十年、この禁令は突如あらためて問題にされることとなる。そのきっかけとなつたのは閏二月二十二日、

礼科都給事中張問達が上した「邪臣横議すること放恣にして、真を乱し俗を敗れば、聖明に懇乞すらくは厳しく驅逐を行ない、重く懲治を加え、もつて世道を維持されんことを」の一疏、すなわち今やひろく知られているであろう、李卓吾に対する弾劾文である。張氏は言う。

李贄は壯歳官となるも、晩年には髪を削り、近くまた『蔵書』『焚書』『卓吾大徳』等の書を刻し、海内に流行し、人心を惑乱す。呂不韋・李園をもつて智謀となし、李斯をもつて才力となし、馮道をもつて吏隠となし、卓文君をもつて善く佳耦を択ぶとなし、秦始皇をもつて千古の一帝となし、孔子の是非をもつて抛るに足らずとなし、狂誕悖戾、燬かざるべからず。……望むらくは礼部に勅し、通州の地方官に檄行し、李贄をもつて原籍に解発して罪を治め、なお両畿および各布政司に檄行し、贄の刊行せる諸書、並びにその家に搜検せる未刻の者をもつて、ことごとく焼燬を行ない、禍を後生に貽さしむることなくんば、世道幸甚なり。

この上奏に対して万曆帝は、

李贄は敢えて乱道を倡え、世を惑わし民を誣うれば、ただちに廠衛五城をして嚴に挈して罪を治めしめよ。その



書籍は已刻も未刻も、所在の官司をしてごとごとく搜して焼燬せしめ、存留するを許さず。もし徒党ありて曲げて庇い私かに蔵さば、該科道および各有司は訪奏して罪を治めよ。

と命令し、これにより李卓吾はじつさいに逮捕、収監され、獄中で自殺するという悲惨な結末に至つたし、その著書の禁毀も、少なくとも当初は、かなりきびしく実行されたに違いない。というのも、万曆十八年に李氏自らが刊行した『焚書』初刻本は、流伝が絶えたか、あるいは絶えたも同然で、その確かな所在を聞いたことがなく、また「真に喜ぶべしとなし、聖言の精蘊を發し、日用の平常を闡」と自負した『説書』四十四篇も、やはり万曆十八年自刻本があつたはずなのであるが、こちらはついに佚してしまい、今やその書を見ることはかなわなくなっているからである。袁中道が「卓吾子逮せらるるの後に当たり、ややその書を禁錮す」と言っているのは、まぎれもない事実であつた。

さてこの張問達の上疏は、やはり袁中道が「たまたま当事者、異端を誅し、もつて文体を正さんと欲し」た、と言つているように、そのすぐ後に行なわれた、礼部尚書馮琦の上疏によつて引き継がれ、より一般的な政策へと發展せしめられ

た。文体の釐正と出版統制を提唱した馮氏の「経術を重んじ、異説を祛そき、もつて人心を正し、もつて人材を励まさんがための疏」、およびそれに対する三月三日の詔は次のように言う。

頃者、皇上は都給事中張問達の言を納れ、李贄が世を惑わし民を誣うるの罪を正し、ことごとくその著す所の書を焚かる。それ正を崇び邪を闢くに於いて、はなはだ盛拳なり。臣窃かにおもえらく、……国家は経術をもつて士を取り、五経、四書、性（理・通）鑑、正史よりほかは学官に列せず、用いてもつて士に課さず、しこうして経書の伝注は、また宋儒の訂す所の者をもつて準となす。……人文盛んなるに向かいてより、士習ようやく漓うく、……今はまさに二氏を尊びてもつて戈を操らんとし、孔孟を背棄し、程朱を非毀し、ただ南華・西竺の語のみをこれ宗としこれ競う。……即ち異説を焼毀するがことき、去年また明旨を奉有するも、督学より下、何ぞかつて一処に禁止し、一書を焼毀したるや。経学を弁髦に等しうし、詔書を得てしかも掛壁することかくのごとくんば、たとい朝廷の上、三令五申するもまた復た何の益あらん。臣請うらくは……一切の坊間の新説曲儀は、みな地方官

をしてこれを雑焼せしめ、各該提学の官員は、なお文を具えて部に報じ、險詖邪妄の士を黜過せること幾人、離經叛道の書を焚過せること幾部なるやを見わすを要す。生員の仏書を引用すること一句なる者は、麁生は麁饌を停むること一月、増・附は……とされんことを。

この上奏に対する「聖旨」は以下のごとし。

祖宗は世を維ぎ教を立つるに孔子を尊尚し、経を明らめ士を取るに宋儒を表章す。近來学者は、ただに宋儒を非毀するのみならず、ようやく孔子を詆譏するに至り、是非を掃滅し、行檢を蕩棄せば、またいづくにか忠孝節義の士を得て朝廷の用となさん。……卿らの奏を覽るに、深く世教に裨けあれば、また條款を開列し來たり、務めて必ず行われんことを期せ。

かくして馮琦は「明旨を遵奉し、條例を開陳し、もつて世教を維がんがための疏」を早速に上し、「土風・文体の議は、言官歳として建白せざるなく、部臣歳として申飭せざるなきに、しかもいまだ卓然としてその成效を見る者あらざるは何ぞや」と問い、それは要するにこれまでの議論、法令が統一されておらず、また断乎として施行されてこなかったからだとした上で、「謹んで歴年の建議、前後の事例を査し、酌量

して一に帰せしめ、条格共に一十五款を開列した。このうち出版に直接関わるものは二条。その一が首条の「経学」で、ここでは正統への違背を怪しまない、そういう風氣の形成に与つて責めある挙業書が槍玉に挙げられる。すなわち「その講説、『蒙引』『存疑』の類の、朱註に悖らずして解説する者のごときは、存してもつて考うるに備えしむるも、余の近日の『初問』『意見』『理解』『火伝』『正新録』『名公答問』『名公新説』のごとき、もろもろのかくのごときの類は、数を尽して焼毀し、なお……焼く所の書籍の名数をもつて本部に解報し、もつて查考に憑らしむ」というのがこれである。その二は末款第十五条の「刻書」で、そこにはこう記される。

近日、聖を非り道に叛くそむの書さかに行なわれ、後学を誤ることあれば、すでに明旨を奉じ、一切の邪説偽書は、ことごとく焼毀を行なわしめらる。ただそれその既往を焚かんよりは、その将来を慎むにしかず。以後、書坊書籍を刊刻せんには、ともに万曆二十九年の明旨に照らし、提学官に送りて査閲せしめ、はたして聖賢の経伝を裨益する者あらば、はじめて刊行を許す。もし敢えて異説を倡え、経伝に違背し、および著述に藉口し、創りて私史をなし、是非を顛倒し、もつて私憤を洩らす者あらば、

ともにほしいままに刻するを許さず。もし提学に送りて  
査閲せしめず、ただちに自ら刻行する者あらば、撫・按・  
提学官および有司は、売書・刊書の人等をもつて厳しく  
究治を行ない、板を追して焼毀す。

この上奏に対する「聖旨」は、「ともに擬に依り、着実に  
行なえ」であり、刻書に関しては「坊間の私刻は、拳発し重  
く治めて饒すなかれ」と指示されてもいた。<sup>28</sup> 余継登の上疏と  
二十九年の禁令は、官界においてさえ「掛壁」、誰も気にか  
けることなく無視されていたのに、それからいくらかもたため  
今回の上疏は、沈一貫内閣の票擬を経て、おそらく票擬のま  
まに、第一疏には百五十字、第二疏にも百五十六字に及ぶ、  
ずいぶんと熱のこもった「聖旨を奉」ずることとなつたわけ  
である。そうとなつたのには、たぶん「国本」問題、すなわち  
もう十年ほど前から紛糾しつづけていた立太子の問題が、  
二十九年十月に皇長子を太子に冊立することで、ともかく一  
応の決着を見、政府内の緊張が何ほどか緩和されたという事  
情もあろうし、また張問達の李卓吾弾劾によって、正学之士  
の意気が一時に上がり、「異説を祛き、もつて人心を正」す  
という機運が生じたのもあろう。とにかくこの時の政府は、  
焦眉の急ではないものの、慢性でかつますます深刻化しつづ

あるイデオロギーないし風気の問題に対し、相当の関心を示  
すようになっていた。

三十年三月三日、馮琦の第一疏に対する詔が下されたその  
同じ日、御史康丕揚が「僧達観を疏劾」した。達観とは紫柏  
真可、方冊大蔵経（嘉興蔵）刊行事業を首唱した明末の傑僧  
であるが、「ややもすれば大気魄を作し、もつて士大夫を動」  
かしているその彼が、北京に来て「縉紳と日々伍をなすは何  
ぞや。さきごろ逮問されたる李贄は、さきに留都に在りて、  
曾てこの奴と並時に倡議」していたが、その一方だけを捕え  
てもう一方を取り逃がすというのは筋の通らぬ話、ぜひ「並  
びに法に置」き、「党衆を查明し、ことごとく驅逐を行な」  
うべきである、というのである。<sup>29</sup> 康丕揚が糾弾する達観の罪  
は、要するにその行跡怪しむべしというにすぎず、そのため  
かこの上疏は「不報」に終わったのであるが、吾が儒の外な  
る異教の人物が、士大夫社会で大きな威信をもち、またそう  
した得体の知れぬ者が各地を転々として、今や北京で「縉紳  
と日々伍をな」しているというのは、たしかに正統的価値観  
の混迷、伝統的秩序の弛緩を示す現象であろう。  
康丕揚の主張はひとまず退けられた。だが三十一年十一月  
に「妖書」（立太子問題についての怪文書）が告発され、激

怒した万曆帝が徹底した捜査を命ずると、康氏は早速「妖書の事発するに因」りて「山人遊客、僧道亡命」の取締りを請い、これは図に当たってそのまま採納されたし、更に翌十二月一日には達観の逮捕を上言し、かくて達観は五日に「刑部獄に参送」され、拷問のすえ十七日に死んだ。彼は李卓吾のごとくあからさまに「敢えて乱道を倡え」たわけではなく、単に「大気魄を作し、もつて士大夫を動」かしていたにすぎなかったが、それでも殺されることを免れなかった。

なお康丕揚が山人僧道を斥け、達観を弾劾したのは、自分が地方に出されそうだと知って、これを何とか免れようと、ことさら「聖心を聳動するの事」を上奏したのだ、という話があり、これはおそらくその通りであろう。つまり康氏の上疏は投機的な、別に目的のあるものだったと考えられるわけであるが、そういう投機分子の彼は、当時の政府内部に異端排撃、正統回帰の風が有力になっているのを見て取っていた。じつさい沈徳符に言わせれば、李卓吾と達観という「二大教主」が逮捕され死に追いやられたことで、「兩年の間に二導師を喪い、宗風頓に墜つ、ために怪歎すべし」となったのは、「俱に四明相公（沈一貫）の力に出づ」るものに他ならなかった。

正統からの逸脱を許さない、という空気が中央政府内部に広がる中、異説をまき散らしている著作の禁毀、検閲による出版の統制は、その実行がきびしく求められることとなった。だが中央がきびしく要求したからといって、地方官がその要求を着実に奉行するかどうか、それはまた別の問題である。むろん今回の禁令は、従前よりよほど真剣な態度で下されたものであるだけに、地方官の中には、これを頭からまったく無視してよいものかどうか、いささか迷う者もいただろう。すでに見たように、李卓吾の逮捕後、少なくとも一部の地方官は「ややその書を禁錮」したし、また万曆三十年十二月、浙江布政使史繼辰が刊行したある易学研究書には、提学范涑の序が冠せられてこう言う。

左伯史公……また不敏に属してその帙に序せしめらる。不敏は易を業とするも、易を知らざるを媿すれば、何ぞよく一詞を賛せんや。あるいは新布の令甲、およそ刊行せんとすれば必ずこれを督学使に檢べしむるに、不敏たまたま視学を承置し、善に迪くに同心あるをもつて、ゆえに相い属せしや。

范氏のいう「新布令甲」が、馮琦の提案により制定された条例であることは間違いないし、ある書物の出版に際し、提

学がその条例に言及していることも疑いない事実である。つまり提学ら地方官のもとには、たしかに「新布令甲」が通知されており、提学がそれを思い出すこともあった。しかし范氏がこれに言及したのは、単に謙辞を述べる中で、私のごとき者に序文の依頼があったのは、「あるいは新布の令甲」を特に気にでもされたのか、と言ったものにすぎない。すなわち范氏にとって、「新布令甲」によるこの書の検閲などというものは、はなから問題にならぬことであった。

もつともこの時の出版は、「書坊」ならぬ大官「左伯史公」によるもの、そしてその書の著者は張汝霖、当地の有名な学者兼高官である張元汴の子で、自らもれっきとした進士という人物であった。そうした書物の出版につき検閲を行なうというものは、たとえ「令甲」の規定に対する范氏の解釈が正しいとしても、現実にはまず考えがたいことであろう。ならば純然たる坊刻、たしかに「令甲」がきびしい検閲を要求している出版ではどうか。繁忙を極める職務の合間を縫って、提学が懸命にその検閲に励むとか、書坊が出版予定書の様本をせつせと提学衙門に届け出るとか、そんなことはむろん起こらなかった。そうしたことが実際にあれば、坊刻は極度の停滞に陥り、出版業界は大打撃を受けるであろうが、当時の坊

刻は空前の隆盛を誇つていて、停滞とか衰落といった現象などどこにも認められない。だいたい本当に継続的、組織的な検閲を行なうとすれば、専門の機関を設け、相当数の人員を配置することが絶対必要となるが、そのような措置が取られることはまったくなかった。万曆三十年の「新布令甲」は、制定する側の意気込みこそなかなかのものであったが、いかにせん当時の政治には、社会に対してそれを強制するだけの力がなかったのである。

異論や異端、あるいは「公」的「是非を顛倒」する「私史」を禁圧すべく、民間のほしいままなる出版を国家の統制下に置くという試みは、言うに足る成果を挙げたことがなかったし、そうした統制の試みが生じたゆえん、土習、文体の問題も、一向に解決しなかった。だがそうではあっても、正統へ帰帰し、醇風を回復しようという国家の意思は、当然と言えば当然ながら、最後まであくまで変わらなかった。たとえば万曆三十九年に礼部が上した学政条約（教条）は、すべて三十五款に及んでいたが、これを認可した万曆帝の指示は、この「教条は既に酌議停当」であるからしつかり遵守せよ、今後「解到せる試卷に、文体險怪にして明禁に違わざるあらば、参来して処置せよ」というもので、その焦点はやはり「文体險怪」

に對する「明禁」に在つた。<sup>⑤</sup>

降つて天啓五年九月には、李卓吾の著書に對する禁毀を重  
申し、「李贄の諸書は怪誕不經なれば、巡視衙門に命じて焚  
燬せしめ、坊間の発売を許さず、仍お通じて禁止を行なえ」  
となつた。もとよりこの禁令は、「しかれども士大夫は多く  
その書を喜び、往々にして收藏」すと、結局は無効に終わつ  
たのであるが、命が下された当初の短い期間で言うなら、必  
ずしもいい加減な、生ぬるいものではなかつたろう。という  
のも五年九月と言へば、魏忠賢らの閹党が、東林派に對する  
最初の肅清を成功させた直後の、士人社会が恐怖状態に在つ  
た時期であり、禁令の遵守実行に對する政権の要求は、きわ  
めてきびしかつたに違いないからである。

李卓吾の著作に關する禁令が重申された同じ九月、すでに  
閹党の一人によつて提案されていた「爰書」の編纂、すなわ  
ち後に『三朝要典』となつて、東林派の罪状を天下に明らか  
にした史書の編纂が、別の一人によつて改めて請われた際、  
天啓帝はこれを是認すると同時に、特に次のような指示をも  
下した。

その伝記小書は、便ち礼部に著し、各撫按官に行与し、  
厳しく禁止を加う。自今以後、部文あるに非ざれば、擅

ままに書籍を刻するを許さず。違う者は緝事衙門に著し  
て訪獲せしめ、治むるに妖言もて衆を惑わすの罪をもつ  
てす。<sup>⑥</sup>

これは主として政治的な、現代史の著作ないしそれに類す  
る書籍の私刻を禁じたものであるから、李卓吾の著書に對  
する禁毀のように、直接學術、思想の問題と關わるわけでは  
ないが、国家の意思と一致しない、民間の勝手な議論を禁止  
するという点では同じことである。またその違反に對し、「緝  
事衙門に著して訪獲」させる、東廠など秘密警察を用い、「妖  
言もて衆を惑わすの罪」を適用する、つまり斬刑に処すとい  
うのは、時の政権がいかనికిびしい弾圧を行なおうとしてい  
たかを示しているよう。ついで一ヶ月前に「天下の講壇を毀」つ  
ことが奏請され、「その東林、閹中、江右、徽州、一切の書  
院は俱に著して折毀」せよと命ぜられ、実際に各地で書院が  
取り壊されたのは、政治に關わるものであれ學術に關わるも  
のであれ、国家の定めたところに違わず、民間があれこれ議  
論することそれ自体が危険であり、断乎禁圧するに値すると  
考えられたからに他ならない。魏忠賢が東林派を徹底的に肅  
清し、その独裁を實現させていった「熹廟子丑（天啓四、五  
年）の間、（經義の文体は）沿習して牛鬼蛇神となり、これ

に因りて功令森嚴たれば、遂に(子書を)相視て畏途となす」とある書賈が崇禎十六年に言っているのは、「牛鬼蛇神」となった文体に対し、天啓四、五年に「功令森嚴」でもってその釐正をはかった、という意味であるなら、それはいかにもありうべきことである。

宦官魏忠賢の独裁は、いかにも王朝最末期の異常事態だったかもしれない。だが自らの権力を保証するゆえんとして、傀儡皇帝の存在以外に何ももたなかった彼らが、皇帝、すなわち国家の意思に対し、無条件で従おうとせぬあらゆる議論を禁圧しようとしたのは、何ら怪しむに足りないだろう。そして皇帝権力を絶対とし、その威信を極大化させようとしていた彼らの政治は、その理念について言うなら、明末の王朝国家にとってむしろ正しいものだったに違いない。かくして文体の釐正とか異説の禁毀、出版の統制といった命令は、崇禎期に入っても相変わらず下されつづける。

崇禎三年三月、礼部が「文体を正さんことを請」うて裁可された。これは礼部尚書李騰芳が左侍郎李孫宸とはかり、「上疏して具さに邪説の縦横し、文体の詭譎たるを言い、しかし本を士心の正しからざるに推す。皇上嚴旨を下し、詖邪錯出するを痛恨し、科場の功令を釐剔」したということであつ

たようだが、この「嚴旨」に迎合し、立身のため利用しようとしたのが張雲鸞なる生員である。三年八月、彼は自著『四書經正録』『尚書經正録』を進呈すべく、「旨に遵いて文体を正し、詖邪を禁ぜんとし、謹んで經書の講義を進め、詖邪の源流を指陳せば、聖明採納せられ、もつて教化を宣べ、もつて學術を端さんことを懇乞せんが事の為にす」の一疏を上してかく言う。

臣伏して賭るに……神祖の時、挙人にして官を罷められたる李贄あり、猖狂すること淫恣にして、邪説を首倡し、刻する所に『焚書』『藏書』『説書』、および批点の諸書あるも、随たちに参劾せられ、旨を奉じて鞫問し、その書を搜燬し、嚴しく私藏を禁ず。なんぞ意わん天啓年間、その書また行なわれ、人心士習、みなここに壞る。……雲鸞……邪説の横行するを見、憂憤にたえず、かつて『四書』『書經』の講義を編輯す。……茲に睿旨煥頒され、邪を闢き正を崇ぶに遇い、謹んで前書をもつて再また刪潤を加え、……三千里を匍匐してもつて獻す。

これに対する「聖旨」は、「近来士習醇ならず、文体正しからざるは、みな經学の明らかならざるに因る。張雲鸞の奏進せる講義はまた実学あるを見れば、提かれ

平行止を査し、もし果たして端謹なれば、量りて奨賞を与えよ」というもので、張氏としては、期待したほどでなかったかもしれないが、まずまずの成功であったろう。むしろ彼の進書は、まったく見えずいた投機行為であった。だがそれが投機としてよく成立したのは、「士習醇ならず、文体正しからず」という問題が、「神祖の時」ないしそれ以前から、政府の三令五申にもかかわらず一向に解決されず、しかもその解決を諦めてしまうこともできなかったからに他ならない。

張雲鸞は「詖邪の源流」として李卓吾を糾弾していたが、これに対して時の政権は、その書の禁毀を改めて指示したりはしなかったようだし、私刻の禁についても、特に重申することはなかったらしい。だがこれは、当局が出版統制の意思をもっていないかった、ということでは決してない。崇禎九年に楚府の岳陽王が時局に対する十策を奏した中で、「私刊は宜しく禁じてもつて文体を一にすべし」と提案しているのは、出版統制への志向が政権内部に存在しつづけたことを示すであらうし、じつさいこの頃には「私刊」を禁ずる法令が、相も変わらず重申されていたのである。その証は崇禎十一年に江西学政の侯峒曾が、万曆三年の勅諭ならびに三十九年の教条を申明した一文の最後、現に奉行を命ぜられている法令の

うち、勅諭、教条に附見せしめにくいもの五則を列ねた部分で、その第三「私刻を禁ず」に言う。

私刻の禁は、しばしば申飭を奉ず。

一に曰く、今後提挙（学？）官は、程墨、房稿、および省直考卷の選刻を除くの外、生童の窗稿を私刻し、文体を交乱するを許さず。按臨の日、提調官は刻文をもって査に送り、本生は革責し、書坊は重く究む、と。

一に曰く、提学官の按臨には、生童ごとごとく集まれば、多く射利の棍徒ありて、淫穢邪僻の書、『金瓶梅』『情閨別紀』等の項のごときを刊刻し、人志を迷乱し、風俗を敗壞し、人を害すること小さからず。今後ただ売る者あらば、提調官は即時に厳しく書坊を拏し、何人の稿を成し、何人の発刻せるやを究問し、提学官に申解し、正身をもつて重きに從いて罪を治め、原板は当堂に（審判のその場で）焼燬し、もし生童に係らば革退して枷示すと。近く我が皇上、……房選を除くの外、概て禁駁を行ない、しかも明旨には直ちに曰く、房刻に文体怪誕なる的あらば、各学臣はただちに毀板を行なえ、と。それ房刻は法として学臣の得て問う所に非ざるに、なお嚴重なることかくの如し。いわんや私刻をや。今後なんじ士子、ただ



に妄りに窗稿を刻し、世を欺き自ら媒むは概て禁絶を行なうのみならず、即ち私選の房稿・考卷等の集のごときも、……本道久しく已に窃かに嘆けば、一に敲論のごとくに奉行す。もろもろの淫詞艶曲、小説稗官を編輯し、人心を蠱惑する者のごときは、もと吾が徒にあらざれば、距ぎ放つこと敢えて後れんや。

当時しばしば下されていた申飭は、検閲による出版一般の統制といったことを言わないか、少なくとも強くは言っていないのであろう。そんなことが実行不可能なのはあまりに明白で、最初からできるはずのないことを命じたりするのは、禁令の權威を却って危うくするからである。だが著者、刊行者、販売者のすべてをきびしく罰すべしとされた「淫穢邪僻の書」とは、つまるところ当局が不届きなりと認めた書のすべて、ということに他ならない。むろんこの禁令の矛先は、とりあえずのところ『金瓶梅』など煙粉小説の類に向かっていたのであるが、「淫穢」はともかく「邪僻」と言えば、李卓吾の著作などは当然そのうちに含まれようし、その他の非正統的言辞を含む著作や「私史」にしても、当局の意向しだいではいくらでも「邪僻」と認定されえよう。

またここで、生員の八股文集出版が特に問題とされている

のは、当時はなほださかんとなっていた文社の運動を背景としているに違いない。単なる制芸研究同好会を越えた運動としての文社の、その到達点であった復社は、社稿『国表』の「集中に詳らかに姓氏を列ね、もつて門牆の峻しきを示し、郡邑を分注し、もつて声氣の広きを見」せさせえており、彼らの出版活動はただ「文体を變亂」せしめる、というだけに止まらなくなっていた。もう明朝滅亡の直前、崇禎十六年十月になつてもなお「諸生の刻稿を禁」じているのは、こうした活動に対する政權の警戒が、非常に強いものであったことを示しているよう。明代後半の政權は、その滅亡に至るまで、民間の出版を何とか統制しようという意思を持ちつつづけていた。

### 三、士大夫の淳厚

衰退していた出版が復興し、更には空前の隆盛を誇るようになった明代後半期を通じて、政府は一貫して、最後の最後まで士習、文体、學術といったイデオロギー問題を忘れず、またその一環として、出版を統制しようという意思を示しつつづけた。だがいくら出版統制の命を「三令五申するも、また復

た何の益あらん」という情況は、これまた最後の最後まで、まったく変わらなかったたのである。李卓吾の著書は、たしかに李氏が「逮せらるるの後に当たり、ややその書を禁錮す」となった。だがかく述べた袁中道が言いたかったのは、これにつづく数句、禁錮はしたが「数年ならずしてさかんに世に伝わり、日月を掲げて行くがごとし。すなわち本朝の寛大と士大夫の淳厚は、その（北宋末まで東坡の著作を禁毀しつづけた）宋朝に過ぐるや遠し」であった。袁氏の言う「本朝の寛大」とは、「士大夫の淳厚」が「本朝」をして「寛大」たらざるを得なくした、つまり当時の士大夫の大方は、正学に回歸せんとする国家の意思をあくまで無視しつづけ、国家もこれを放置するしかなかったということ、事実としてはそうであった。

李卓吾の没後、その著書がますます盛行するようになったとは、卓吾の信奉者も反対者も、ひとしく証言するところである。たとえ彼の言論を「邪說横議」と決めつけた朱国禎は、万曆末年の士人につき「まったく四書本経を読まず、しかも李氏の『蔵書』『焚書』は人々一冊を挟み、もつて奇貨となす」と言っているし、朱氏とは反対に卓吾を崇拜し、その語録「永慶問答」を輯めた余永寧も、「先生没し、世争いて先生の書

を伝え、ただに洛陽の紙を貴からしむのみならざるなり」と言う<sup>⑤</sup>。あるいは卓吾の知己であり後援者でもあった焦竑。彼も余氏と同様に「宏甫（卓吾）歿して遺書四出し、学者争いてこれを伝誦す」と述べ、また『焚書』についてはこうも言っている<sup>⑥</sup>。

李宏甫自らその夷游ゆうじんに与うるの書札、並びに答問・論議の諸文を集め、名づけて『焚書』と曰う。自らその書焚くべしと謂うなり。……廻ち卒に筆舌をもつて身を殺し、誅求する者、竟にその著す所をもつてこれを烈焰に付す、そもそも何ぞ虐なるや。あに遂にその讖を成せるか。……今、焚きたる後にして宏甫の伝はいよいよ広し。然らばすなわちこの書の焚かれたるは、それ布の火流あるがごときや。

まこと李卓吾の著作は火流のごとく、「烈焰」をもつてしても焼きえず、却つてその「伝はいよいよ広」くなったのであるが、「誅求者」の「虐」、権力のきびしい弾圧にもかかわらず、なぜそのような事態が生じたのか。「それ李氏の諸書に貴ぶ所は才に非ざるなり、学に非ざるなり、その讖を貴ぶのみ」と、まったく正当の評価を下している張師繹は言う<sup>⑦</sup>。

卓吾先生の収めらるるや、これを殺さんと欲すれば則ち

罪なく、これを赦さんと欲すれば則ち可ならず。事に当たる者しばらくその言語文字を文致して罪状となすも、先生は義として屈辱を受けず、刀を引き自裁して殊<sup>し</sup>ならず、これを久しうして乃ち絶ゆ。ここにおいて天下知ると知らざると、楚々として涕を隕とさざるなし。天なるか、夫子の罪なきや、これをいかんぞそれ言語文字をもつて死せるや。……後の君子、かの言語文字をもつて天下の士を殺す者は、ただに益なきのみならず、しかも反つてこれが名を助くるを知らば、羅鉗吉綱の烈、それ少しく悛むることあらんか。

張問達は卓吾を弾劾するに当たり、本朝の故事たる永樂二年の朱季友献書案を引いた。朱氏がその著書において「もつばら濂洛閩の言を斥け、その醜詆をほしいままに」したのは、常例をもつては治めぬ「非常の罪」である、とそう永樂帝は断じている。しかも「贅は乃ち敢えて么麼の人(軽輩)をもつて、往聖を誣りて明章に背き、一時を乱して万世に禍したのであるから、これは当然「祖宗の法度」に従つて処罰すべきだ、というわけである。つまり「言語文字」は決して「ほしいままに」してよいものではなく、卓吾にしてもむろん「しばらくその言語文字を文致して罪状とな」されたわけではな

い。これはあまりに当然、改めて云々するのもおかしいような常識であり、当時の人にしても、たとえば焦竑が、李氏は「筆舌をもつて身を殺したと評しているように、よくよく分かっていることであつた。しかも張師繹は「言語文字」の罪すべからざるを主張し、言論によつて人を処罰するなど、単に無益であるのみならず、かえつてその名を高めさえする、と言ふ。言論の自由、むろん張氏の主張はそこまで明確な、一般的な権利の原則を言つたものではありえまいが、この議論がそうした方向性をもつていると考えることは、あながち無理でもないだろう。皇帝の「聖旨」やら「祖宗の法度」、あるいは「功令」といったものに対する畏れは、張氏のごとき士人の間では、明らかに低下していた。

生員も含めた明末の士人は、学術や政治に関する自らの見解を、はては内廷のゴシップに類するような風聞までも、往々すこぶる直截に文字に著し、更にはそうした著作を出版しさえした。「その位に在らざればその政を謀らず」、「君子は思ふことその位を出でず」といった聖賢の訓え、また太祖洪武帝が定めた臥碑の、「軍民一切の利病」については四民誰でも建言してよいが、「ただ生員のみは許さず」という禁令は、明末の士人社会に在つては「視れども見えず」、素知らぬ顔

でやり過ごされるようになる。たとえばその位に在らずして政治を語った「私史」であるが、「明代の史学は、陳氏の『通紀』宇内に流伝してより、人々おのおの觚を操り、遂に一時の風氣を成す」と言われるとおり、嘉靖中に成書、刊行の陳建『皇明資治通紀』こそがその濫觴であり、「私史」に対する禁毀もまたこの書に始まる、と考えてよいだろう。

広東東莞の人陳建の私輯せる『皇明通紀』は、具さに国初より正徳に至る間の事を載せ、四方に梓行するも、内に伝聞真を失える者多し。工科給事中李貴和言えらく、……建は草莽の臣をもつて職を越えて僭擬すれば、すでに自用自専の罪を犯せり。いわんや時は二百年を更、地は万余里を隔つに、乃ち一人の聞見をもつて時賢を臧否し、衆聴を熒惑せんと欲す。もし早に禁絶を加えずんば、恐らくは将来訛もつて訛を伝え、国是の累となること浅あ浅たらざるなり。

隆慶五年九月「草莽の臣をもつて職を越えて僭擬」し、「一人の聞見をもつて時賢を臧否」した陳氏『通紀』は、上記のごときいきさつで「原板を焚燬」となった。<sup>⑧</sup>ただしこの「禁絶」を経ても、「海内の伝誦することもの如し」だったのはむしろである。「草莽の臣」らが「時賢を臧否」するのは今や「風

氣」となりつつあり、それを一片の命令で押しとどめるなど、とても不可能なことであった。もつとも、この書が相変わらず世に行なわれつづけたのは、それが「俚浅舛訛、一にして足ら」ざる「蕪陋」なもので、「向來俗儒浅学、多くその略を剽り、もつて博洽を誇」っていたからだ、という見方があつて、これはこれで相当の道理がある。今わが国で見られる『通紀』は、原本ではなく何ほどの改訂増補を施されたものばかりであるが、それらはみな坊本俗書と言つてよく、明らかに策題のための参考書という一面をもっている。この点は原本でもおそらく同じことであり、さてこそ「俗儒浅学、多くその略を剽り、もつて博洽を誇」つたのに違いない。『通紀』はたしかに「私史」であり、禁毀されたのであるが、撰者の陳氏は『学部通辯』を著した衛道の士、あるいは頭巾氣すこぶる重い学究であり、本朝の聖政をほしいまに議論し、自らの政治的見解を世に示す、などという考えは毛頭なかつただろう。

自らの政治性に無自覚である俗書の類とか、個人的利害や怨恨のため、あるいは政争の具として著された謗書や怪文書ではない、史学著作としての「私史」が、その政治性ゆえに禁毀されるという事件は、閥党と東林が激しい党争を展開し

ていた時期に起こった。当時、兩派の間で争われていたのは、万曆より天啓に至る三朝交替の際に発生した梃撃、紅丸、移宮の、いわゆる三案に対する評価であり、關党からすれば、宮中の事件につき民間でとやかく議論するなど、まったく言語道断のしわざである。かくて天啓四年正月には、朝廷自らによる本朝正史の編纂が提案され、その中で「家乗野書、みなもつてその私筆を肆<sup>はし</sup>ままにするを得るに至りては、なんぞ聖朝の一大闕事にあらずや」と言われることにもなった。そして魏忠賢らが決定的に勝利しつつあった五年四月には、『実録』を「実に従いて紀載」する、つまり關党にとつて正しい歴史記述を行なうことが主張されるとともに、不屈き千万の「私史」たる『泰昌日録』が糾弾される。

江西の監生楊惟休が『泰昌実(日)録』一書の如きに至りては、草莽の一介、いづくよりして朝廷の起居を記注し、かつ宮庭の隱微を刺<sup>うか</sup>が及びしや。中間、語意閃爍し、称述舛錯し、潜かに意指を授かりてもつて人を欺くに非ずんば、則ち嘖笑を揣合して媚を獻ずるのみ。真に忌憚なきの小人、あに聖世衣冠の玷に非ずや。

『泰昌日録』は「梃撃、紅丸、選侍(即ち移宮)の事を直書して避くる所な」かつたといひ、よつて楊氏の「私刻せる『泰

昌日録』を毀」つことが命じられたのは、この時の情勢からして当然であつたらうし、また彼自らは弾劾されたことを「聞き薬を仰ぎて死」んだ、つまり事態はそれほどに緊迫していたのであつた。

魏忠賢独裁期には、なお天啓六年八月、「広西副使曹学佺、『野史紀略』を私撰し、もつて上官に諂ひ、天下を惑わ」したことに對し、「もとまさに拿問すべきも、姑らく輕きに從いて籍を削了して民となし、その書板は即ちに彼処の撫按官に行し、嚴追して焚毀せよ」となつた事件があつた。これは『三朝要典』は允に信史たるに稱<sup>か</sup>えば、『光廟実録』は亟かに裁定を須つ」ことを請う中で糾弾されたものであるから、やはり三案に関する記述がもつとも問題になつたのである。だがこうした「私史」に對する禁毀は、魏忠賢の失脚とともに終つたわけではない。

文秉の『烈皇小識』巻四に云う、「(崇禎九年三月)烏程(温体仁)京營をもつて餌となし、誠意伯劉孔昭を欣(掀)動し、遂に倪(元璐)が冒封の事を摘し、併せて許重熙に及ぶ。蓋し熙は曾て『五陵注略』(嘉靖以来注略)を纂有せしが、書生はまさに妄りに國事を言うべからざるをもつてなり。部覆上され、旨有り、倪元璐は

冠帯閑住し去かしむ。許重熙は衣巾を革去し、書板は追毀す」と。……また李遜之の『三朝野紀』巻六に云う、「劉孔昭論ずらく、許重熙は偽士にして祖を非り、敢えて下に居りて上を誦り、『実録』いまだ成らざるに、『五陵注略』先に世に刊行せらる」と。また云う、「時に上、銳意法を世宗に取り、近侍に命じて遍く坊間の刻本、『見聞録』等の項の如きを買わしむ。適<sup>たま</sup>ま『注略』初めて刻され、また買進して御覽に登さる。中に誠意伯襲封の事ありて、すこぶる譏毀を致すに、上覽てこれを賞す。孔昭聞きて懼れ、遂に倪を参するの疏に因りて、並びに許に及ぶ。許は後年まさに大いに毫せんとするも、なお心を史事に留め、榻を荒齋に下すこと三年、蠅頭の小楷もて、手は絶えず書す。惜しむらくはいまだその事を尽くさずして、志を賣<sup>もたら</sup>してもつて没せるなり」と。……〔注略〕の(全書ただ辺事および党争の二端に注重し、かつ當時の人の議論を附すことはなほだ多く、まます案語あり。<sup>註</sup>)

許重熙の『五陵注略』が毀板となったのは、閩党系の首輔温体仁が、「清議」派官僚たる倪元璐の失脚をはかる中、いわば巻き添えにされたものようであるが、そのいきさつはどうかであれ、とにかくそれは「書生はまさに妄りに国事を言

うべ」きでないのに、「敢えて下に居りて上を誦」っていた、少なくともそう見なされたがゆえに弾劾されたのであった。また崇禎帝がこうした「私史」にすこぶる注意し、宦官に買集めさせていたという話であるが、それがどこまで事実であるのかは、疑つて疑えなもないだろう。だが民間においてはますます成長しつつあった上を畏れぬ議論に対し、政権がいよいよ警戒の念を強めていたというのは、理としてまさに然るべきことに違いない。

書生の出版が「妄りに国事を言」った科で罪に問われるという事件は、晩くとも万曆初年には起こっていた。万曆五年に張居正が奪情した際、これに反対する上奏文が海瑞の名に仮託して作られ、「すでに刊布して盛行」していたが、ある地方官の下僕は「その大いに售れたるをもつてや、金陵に走りてこれを翻刻し、まさにもつて利を射んとせしが、偵者の得る所とな」る。するとこの下僕の主人は自分に累が及ぶことを懼れ、「時義を刻」していた呉仕期という生員が「つねに標榜を好み、時義の後に刻して渠<sup>か</sup>の江陵(張居正)に上す(の書)、および沈殿撰少林(懋学)に与えて喪を終えざるを論ずるの書あり、人争いて伝」えていたことに目をつけ、彼を怪文書の作者ということにし、ついに獄中で殺してしまつ

た、<sup>⑤</sup>というのがこれである。もつともこの話はいささか面白くできすぎているようでもあり、細部に至るまでみな事実であるかどうか、それはやや疑わしかろう。しかしその大筋、海瑞に仮託した上奏文が世上に流伝していたこと、呉仕期が張居正を諫めた擬作書簡を「刻刷伝布」し、ために怪文書の作者も彼だということになって殺されたこと、これは後にこの事件が問題になった際、改めてなされた朝議においても述べられているところで、まず間違いない事実である。

呉仕期の擬作書簡は、その八股文集に附刻されていたと言われるが、やや降って天啓崇禎中になると、八股文集そのものが往々政治批判の書となった。特に文社による同人の制芸総集「社稿」は、「書を飛ばして義（制義）を徴し、千百相招」くという、そのあり方自体が怪しむべきものだし、まして「応募の文、輒りに国事に涉り、当路を譏切し、坊刻は棟に充ち、評閱は林の如」くなるなど、たしかに「漢唐の称するを羞ずる所」の、明末ならではの現象であろう。<sup>⑥</sup>崇禎中に制芸文集を主たる対象として、しばしば「私刻は宜しく禁ずべし」とか、「諸生の刊稿を禁ず」などという命が下されていたのは、単にそれが文体壊乱のものであるのみならず、生員による政治批判の場ともなりつつあったからであった。

民間の放恣な議論という点では、縉紳もむろん生員に負けではない。万曆四十四年三月、「崑山の郷官周玄暉を逮問」して詔獄に下す、という事件が起こった。その罪は「謗書を捏造し、妖言もて衆を惑わし、朝廷を誹謗し、宮禁を汚讖し、<sup>⑦</sup>好生だ上を無み」したことで、「刻する所の謗書は、速やかに封進を行ない、擅まに抄伝を行なうを許さず。板は着して劈焼せしめ、もし現に在るものあらば、所在の官司は搜燬し、留遺するを得しむなかれ」と命ぜられる。そしてその謗書、すなわち「涇林統記」が封進されると、「書は著して進取せしむ。……還た各撫按官に行文し、もし罷閑の官吏、擅まに国政を説議するを行ない、および邪妄不經の書籍あらば、即ちに参奏を行ないて焼燬し、存留して衆を惑わすを得しむるなかれ」となった。<sup>⑧</sup>

いわゆる「朝廷を誹謗し、宮禁を汚讖」したとは、孝端皇后の父がもと山東の樵夫で、後にその女を宮中に入れるため、「厚賞を捐て、中貴に賄いしてもって進め、竟に中宮に正位」したなどという記事を指し、たしかにこれは「好生だ上を無み」した、不敬そのもののゴシップと言えるだろう。もつとも本人はこれを誣告だと主張していて、じっさい現在見ることのできる本にそのような記事はないのであるが、それは告

発を聞いた周氏が改削を加えたためだという話もあるし、またこの書が「時事に牽涉し、およそ官司のその土に蒞む者には、率ね訶詆を加え、たとい事官禁に干るもまたこれを書いたこと、特に好んで「時事に牽涉」したことは、たしかにそのとおりである。」

周玄暉は郷里に横行した劣紳で、ひろく地方社会の恨みを買っていたため、この事件を契機に民変が起こり、家は焼かれ自らも獄中で死ぬこととなったのであるが、彼は自らの著書出版がそうした結果を招くなど、まったく夢にも思っていなかったであろう。彼にとって不幸だったのは、立太子問題をめぐる激しい批判や妖書事件などにより、皇室に関わる議論につき、万曆帝が特に神経質になっていたことで、そうした背景がなければ、事はここまで大きくならなかったに違いない。彼の当時、下はゴシップから上は国政批判まで、「時事に牽涉」した議論はひろく士人一般の間で行なわれており、そうした議論を出版物にすることさえ、ごく普通とは言えないにせよ、格別怪しむべきことでもなくなっていた。かくして時局がいよいよ緊迫の度を加えた天啓崇禎中になると、時事問題は口語による通俗小説という形式で、ということは一士人のみならず庶人の一部をも読者層と想定しつつ、書物に仕

立てられ出版されることがあった。東林派に対する大弾圧のきっかけとなった、遼東経略熊廷弼をめぐる事件に取材した『有象遼東伝』、および『蘆城平話』がこれである。

『有象遼東伝』というのは、天啓五年八月、闖党の大官馮銓らが上覧に呈した書で、その名からすれば絵入り、そしてむろん「書坊の売」っていたものであり、「その四十八回に馮布政（銓）父子奔逃す、の一節あり、これがとりわけ馮氏を怒らせたというが、ともかくこの書は熊廷弼が自らの「功を飾り生を冀」おうとして作つたものとされ、これにより熊氏の棄死が決定した。」なんとこの書は「当時の事を実紀し、姓氏官位を并せてまたこれを大書す、明人の忌憚なきことかくの如し」とは清末の学者俞樾の批評であるが、すでに民間の議論すこぶるかまびすしくなっていた清末の人から見ても、明末における「言語文字」の「忌憚な」さは、実に驚くべきものであった。

また『蘆城平話』はというと、「熊廷弼、汪文言、……の事を説くことはなはだ詳」らかで、「平話の体は蓋し臆造多きも、この書は事実において十にその八に居るに似たり。……『平話』および旧報を借りてためにこれを比附するに、ほとんどもって字々据るべしとなし、『宣和遺事』に過るこ



と遠し」であつた。<sup>85</sup> すなわち『遼東伝』や『蘆城平話』は、フィクションというよりむしろノンフィクションに近く、小説形式によるルポルタージュ、と言つてもよいものだったわけである。こうしたものが営利出版書として成立するということは、「敢えて下に居りて上を誣」り、「擅まに国政を説議」する者の広がり、縉紳はむろん生員まで、そして生員だけでなく庶人の一部にまで及びだして、ということを示唆しよう。明末の輿論は、むろん基本的には士論と同じことではあつたが、今やその枠を溢出せんばかりの勢いを示しつつ、国家に対していよいよ「無忌憚」な「言語文字」を氾濫させていた。

#### 四、明末の士人と清初の政權

個人的恣意をそのまま国家意思に等置しようとした皇帝、およびそこに寄生する閹党らに対し、中央政界で激しい党争をくりひろげた「清議」派官僚や、離経叛道の異端言説を公然と、また執拗に発表しつづけた李卓吾の背後には、敢えて「妄りに国事を言」うことをやめなかつた輿論、また三令五申される禁令をどこ吹く風と無視しつつ、その「文体、士習」

を一向に改めようとしなない士人の存在があつた。彼ら明末士人の国家に対する不満はようやく増大しつつあり、そしてそうした不満は、国家との一体感に亀裂を生ぜしめるであろう。かくして彼らの中には、国家の政策を冷笑したり、皇帝ないし皇室に対し、すこぶるぶしつけない叙述を行なう者が出現する。

監視の設けは、ただ一の餉を扣するの人を多くするのみ。監視の欲満つれば、則ち督撫鎮道みな恃む所あり。故に辺臣は反つて監視あるを樂しむ。功飾りやすく、敗掙いやすければなり。上は性多疑にして、監視あり、また監視を視る者あり、一人多ければ一人の費あり。窮辺の士卒、何ぞ不幸なること一にここに至るや。

楊顯名准塩を総理し、驟かに課銀を入るるの数多し。みな各商に透支してこれとなし、塩法これより大いに壞る。しかるに上はもつて能となす。蓋しただ目前に多金あるを見るのみ。就中の事理、やや識ある者は、いまだ私かにもつて憂いとなさざる者あらず。

崇禎末年、別に清議派というわけでもない、一般官僚の一人であつた楊士聰は、自著『玉堂舊記』においてこう述べた。<sup>86</sup> 楊氏のこの書は「襟乱統なく、いまだ作者の林に比する

に足らざるなり。然れども実を摺いて敢えて誣うるをなさざるは、余また苟かに自ら信ずるもの、よつてたしかに「定・哀は則ち微（『公羊伝』定公元年による）の義に味」いという譏りは免れまいが、それは「もとより辞せざる所」なのであった。だが敢えて実を紀すのはよいとしても、今上皇帝のことを「多疑」であるとか、「やや識ある者」なら誰でも分かる道理を分ならず、「ただ目前に多金あるを見るのみ」であるとかいうのは、事実というよりは評価、それも直截に言えば暗愚ということであり、「定・哀は則ち微の義に味」いどころか、同じ『公羊伝』のことばで言うなら、「尊者のために諱む」（閔公元年）という態度をまったく欠落させているのではないか。

崇禎帝を剛愎自用の暗君と言わんばかりに叙述した楊士聰は、皇帝や皇室の尊嚴をさして重要問題とは考えなかった。彼は言う。崇禎帝が寵愛した田貴妃の父弘遇は「曾て千総官たりて、その妻呉氏は妓なり。田妃もまたその女に非ず。乃ちこの一段の富貴あるや、京に在りて結納せざる所なく、科道の命下るごとに徧くこれを拝し、筵を設けてもつて款」した、と。また袁貴妃の父佑より聞いた話として「宮中の事」を述べ、「宮中の費用は……ただ内璫の口中に憑り、あるい

は千あるいは百、処として稽攷するなし」であると言ったり、「上の寝処の木台」がどういうつくりになっているか、といったことを記しているのは、興味本位に皇室を描写した、ずいぶん忌憚なき文字であるだろう。

（金）光辰疏して（宦官の監視を）遣るを罷めんことを請う。……帝光辰を召してこれを責む。光辰対えて曰く、「皇上は文武の諸臣に實心に事に任ずる者なきをもつて、内臣に委任す。臣愚おもえらく内臣に任ずれば、諸臣はますます弛卸して任ぜず」と。帝大いに怒り、声色とも厲し。……時に（崇禎九年八月）張元佐兵部右侍郎をもつて出でて昌平を守らしめらるに、同時に内臣の天寿山を提督する者は即日往く。帝閣臣を顧みて曰く、「内臣は即日往き、侍臣は三日にしていまだ出でず。朕の内臣を用うるは過ちなるや」と。翌日詔あり、光辰は三級を鑄りて外に調せらる。

崇禎帝から見ると、「實心に事に任」じようとしないう外廷の諸臣は、どうにも信用ならなかった。彼ら官僚たちは、ただ上に居る皇帝と縦に連なり、その命を奉行していさえすればよいのに、現実には横に連絡して「門戸」を形成し、自分たちの私利私害にもとづいて行動している。たしかに魏忠賢

は「私を逞しうして党を殖え、国柄を盗弄し、擅まに威福を作」した、つまり皇帝の権力を侵したがゆえに「厳しく懲ら」すべきではあつたが、ならば魏忠賢に反対して肅清された東林派は信じてよいのか。彼らとてやはり「私を逞しうして党を殖え」ていたのではないのか。崇禎元年正月、東林の系を引く「清議」派官僚の倪元璐が、魏忠賢により破壊された「海内講学の書院」を復建せしむべしと請うたのに対し、崇禎帝は「各書院は創復を倡言し、もつて紛擾を滋くするを許さず」と却下した。<sup>⑩</sup>そしてこれより半月ばかり後、ある御史はこう上言している。

国家の理（治）まるを得ざる者は、衷心に事に任ずるの臣なきにして、則ち門戸これが崇りをなせばなり。東林出でてより、徒を聚めて講学せしは、善からざるには非ざるなり。然れども壇坫設けられて標榜起り、標榜起りて依附生ず。不肖の者よりて己れに異なるを排し、朝権を侵す。ここにおいて東林を攻むる者の出ざるあり。……今日の世は革（易）道なり。ただに小人禍を恣まにするの階を革むるのみならず、ならびによろしく「君子道長ず」（『易』泰）の名を革むべし。ただに門戸を借りてもつて人を綱ぐの弊を革むるのみならず、な

らびによろしく門戸を借りて報ゆるを図るの端を革むべし。<sup>⑪</sup>

この上奏はむろん「嘉みして納」れられた。崇禎帝が臣下に求めたのは「大小の事情、ともに君父より起見」し、「正を守りて公を奉」ずることであり、「人臣いやしくも私心なくんば、……自ずからかみ主知に結ばるるべし」だったからである。君父は常に「公」否、君父がただちに「公」であり、<sup>⑫</sup>「私心」を懐くのは臣下の側だけの問題、ということは「私心」なく「公を奉」ずとは、皇帝個人の意思に無条件で、全面的に従うこと、崇禎帝にとつてはそうであつたらう。つまりは後の順治帝が述べた「天地は無私をもつてその至公を成し、人君これを奉じてもつて天下を馭す。故に喜怒毗かたよりなく、刑賞必ず当たる。いわんや人臣たる者にして、しかも私心を懐きてもつて自ら遂ぐべき者ならんや」、あるいは雍正帝の「人臣たる者、義としてただ君あるを知るのみなるべし。ただ君あるを知るのみなれば、則ちその情は固く結ばれて解くべからずして、よく君と好悪を同じうす。それこれをこれ徳を一にし心を一にし（『書』泰誓）て上下交わる（『易』泰）と謂う」なる主張と同じことである。<sup>⑬</sup>

ちなみに崇禎帝が求めた「衷心に事に任ずる」の臣とは、

ちようど雍世帝が用うべしと考えた臣下の姿でもあり、「実心任事」の四字は、ほとんど雍世帝の口ぐせと言つてもよかつた。崇禎帝と雍世帝、あるいは順治帝がかくあるべしと考へた君臣關係、それが既に基本的に同じものである以上、あるべき臣僚像が共通してくるのは当然である。

ごく短期間のうちに次々と輔臣が任免された「崇禎五十宰相」のなかでも、閣中に在ること七年、うち首輔四年、すなわち相対的に言えば他を圧してもっとも信任された温体仁は、ある時「清議」派官僚の陳子壯に対し、「極めて主上の神聖を称し、臣下はよろしく異同あるべからず」と言つた。すると陳子壯は「ただ将順をもつて匡救を廢さば、おそらく善は則ち君に歸す（坊記の「善則称君」によるのだらう）の道には非ざるなり」と述べ、ために温氏の不興を買つたといふ。閹党の余孽であつた温体仁は、「君と好悪を同じ」うすることにため、いわば「宦官宮妾の心」をもつてその君に事えたがゆえに信任され、一方の「清議」派は、「匡救を廢」そうとしなかつたがために信任されなかつた。むしろ「清議」派は、自分たちこそが「君父より起見」しているのだと考へていただろうが、その「君父より起見」とは「天下万民をもつて起見」するの意、つまり君主個人の「好悪」が原則ではな

かつたに違ひない。

朝廷は士を遇することはなほだ厚く、「天下の事を挙げて悉くもつてこれを朝士に聴くに、意わざりき諸臣は私を管みて過を卸し、少しも「実濟」がない。すなわち「これ士大夫の國家に負けるなり」。このように述べた崇禎帝は、官僚たちの「國家に負く」「官私」的活動を排除しようとした。外官から京官へのつけとどけ、ないしは非公式ながら必要不可欠の俸給である「交際」、また「中外官の私書」は、かくて嚴禁されることとなる。むしろこんな禁令だけで事態が改善されることはありえず、それはむしろ官僚と皇帝の相互不信を深めただけであつたらう。「京官の交際を廢するあたわざるは、その勢しからしむるなり。……近時交際を嚴禁するも、その実何ぞ曾て禁じ得ん。……交際を禁じて變じて賄賂となり、識者世道の憂いあり」。『辺功の盛は神廟初年にしくはなし。江陵政を乗るに、一切の機宜はみな書劄よりこれを得たり。今……一切の書劄は概て禁絶に従う。就中の情事、いまだ尽く知るあたわずして、数千里の外に懸断せんと欲す。その前人に及ばざるも惑うなきなり』。楊士聰はかく不平を鳴らしたが、これは官僚一般の意見をよく代弁したものであるに違ひない。士大夫を信じられぬ皇帝と皇帝を冷笑する士

大夫、この両者の間の亀裂は、今やずいぶんと深刻な様相を呈してきた。

臣聞くならく、古えの敗亡の道と言う者は、必ず仁賢を信ぜずと曰う。それ仁賢を信ぜずんば、則ち人主は上に孤立するのみ。また何をもつてか国を為めん。今天下、賢者にしてこれを用うるを得ざるを恨む。然れども豈に一人のもつて皇上の信に当たるに足るなからんや。しかるに皇上は情面の二字をもつて、概て猜疑を事とす。……天下を挙げてともに国を託す者なくんば、必ずまさに思いをその信すべきの人に転して曰んとす、吾れ一二の内臣を舍きて患難を同にすべき者なし、と。……知らず危急存亡の日に処りては、天下の士大夫を舍きて、ついにともに安危を共にすべからざるを。……ただ焦勞憂患の中より自ら疑閥を転じ、内臣を親しむの心をもつて外臣を親しみ、武臣を重んずるの心をもつて文吏を重んずれば、則ち太平の業、一挙にして定まれるなり。

崇禎二年十二月、劉宗周はかく言い、危急存亡の秋である今、皇上はいったい誰と国を治めようというのか、と訴えた。これはたしかに正論、少なくとも正統的、伝統的な理念から言えばそうであつたらう。そのかみ北宋の熙寧中、新法に反

対する士大夫は多いが、百姓にとつては不便なしという神宗に対し、富弼と並ぶ重臣であつた文彦博は、「士大夫と天下を治むるとなす、百姓と天下を治むるには非ざるなり」と述べ、これには神宗も辟易して、士大夫もみなが反対しているわけではない、と応じざるを得なかつた。「士大夫と天下を治めることは、疑問の余地ない政治の大前提だつたからである。だが今や、この大前提はすこぶる怪しいものになりつつある。

劉宗周は自分たち「天下の士大夫」と、伝統的王朝体制の頂点である皇帝が、かつてそうであつたように、幸福な関係の下で協同していけると考え、そうした協同が復活すれば、現在の危機も回避できると信じていた。だが劉氏の望んだ円満な協同はついに回復しなかつたし、明朝もあつさり崩壊してしまふ。この冷徹な現実、劉氏が誤つていたことを証するのではないか。今日において、劉氏の言つた「天下の士大夫」と旧来の君主が協同することはなお可能なのか。「君父より起見」することと「天下万民をもつて起見」することは、実のところ決定的に対立するのではないか。劉氏の弟子たる黄宗羲は、そういう深刻な反省を行なつた。だが「清議」派の後輩中でも、黄氏のような人物は例外と言つてよい存在であり、大半の士人はそこまで踏み込めなかつた。するとどうな

るのか。今日の士大夫と旧来の君主との間に、かつての幸福な関係を回復することはもはや無理である。だが同時に、旧来の君主を否定して新しい体制を創出することも、やはり今日の士大夫のよくするところではない。かくして出現するのは、旧体制を保った新国家を承認し、その力によって、士大夫自身をも統制するという、はなはだ「現実的」な解決策である。この新国家の下における士大夫は、旧来からの特権という実益を保つ一方、かつての誇り高さを失うであろう。

本朝の邑紳の郷に居る、前明に較べて遠く勝る。……近日（乾隆十年代）はやや往来を通ずと雖も、しかれども郷里に狼藉するに至らず、いまだ害ありとなさず。……ただ前明一代の人物の『明史』に載せらるる者は、たいてい多く気節をもつて勝り、正論を昌言し、杖戍貶黜せらるること、累朝これあり。……今は……位を保ち身を安んずるの念、その胸中に周ねく、久しく気節の二字あるを知らず。

たいてい前明の邑紳、高き者は気節、理学、清操をもつて著われ、その下れる者は多く声色貨利に耽りて、子弟奴僕、多く郷里の患をなす。故に人得てこれを指斥す。今は則ち善の揚ぐべきなく、また悪の指すべきもなく、

一の「庸」字もつてこれを概するに足れり。<sup>⑧</sup>

清朝の士人統制についてはすでに論じたことがあり、ここで改めて述べることはしない。ただ清朝が行なった統制の内容、学額の削減、宋儒伝注恪守の命、文体・士習の釐正、出版統制、書院講学・文社の禁止、朋党と賄賂の嚴禁等々は、すべて明末の政権がすでに行なっていたものだとということ、これは強調しておかねばなるまい。つまり課題と対策は同じであったが、結果は大きく異なっていた、清朝は明朝が解決できなかった課題を引きつぎ、実施規模は違つても要は同じ対策によつて、これをめぐりに解決した、ということである。この結果における相違は、清代になれば「気節をもつて勝り、正論を昌言」するような誇り高い士大夫がもはや存在せず、無為無気力の「庸」人ばかりになつていた、そのためであった。これは士人自らの、おそらくやむを得ない選択ではあったが、なんとも不幸な選択でもあつただらう。

註

- (1) 「明末清初の出版と出版統制（前編）」（磯部彰編『東アジア出版文化研究 こはく』知泉書館、二〇〇四）。
- (2) 「様字の背景」（『東方学報』六四、一九九二）。
- (3) 「宋会要輯稿」一百六十五冊、刑法二、大觀二年七月二十五日。なお本章で述べられる弘正以前の出版事情に関する史料の根拠は、おおむね小著『中国出版文化史』（名古屋大学出版会、二〇〇二）で用いた範囲に在る。
- (4) 蓬左文庫蔵明紅格鈔本の彭昉序、陳瓌後序による。
- (5) 尊経閣文庫蔵約弘正間劉氏日新堂重刊本の呉遜序、および蓬左文庫蔵成化五年刊通修本の何喬新序による。その他の事例については『中国出版文化史』を参照。
- (6) 黄虞稷周在浚同編『徵刻唐宋秘本書目』（観古堂書目叢刻本）巻首（張芳）論略、輪（論）蔵書宜同心較刻。
- (7) 郎瑛『七修類稿』二十四、時文石刻圖書起。
- (8) 『孝宗実録』弘治十二年十二月乙巳。
- (9) 『武宗実録』正徳十年十二月乙亥。
- (10) 正徳刊本文獻通考（所見の一本は京大大人文研蔵）の追刻木記、『世宗実録』嘉靖五年六月戊辰、および丁丙『善本書室蔵書志』二一、嘉靖刊本礼記集説条に録される福建按察司牒文。
- (11) 余繼登『典故紀聞』十六。周木が醇儒であったことは、成化十八年重刊本『晦庵先生五言詩抄』（所見の一本は国立公文書館蔵）周序を参照。また彼は『延平李先生師弟子答問』を校刊している。
- (12) 鄭岳『鄭山齋先生文集』十一、立誠書院記。
- (13) 『世宗実録』嘉靖元年十月乙未。
- (14) 同前嘉靖十六年四月壬申。
- (15) 同前嘉靖十七年癸酉朔。
- (16) 張居正『新刻張太岳先生文集』三十九。勅諭は万曆『大明会典』七十八に録されている。
- (17) 闕名（錢一本）『万曆邸鈔』万曆七年正月。なおこの時の書院廢毀については小野和子『明季党社考』（同朋舎、一九九六）第一章を参照。
- (18) 康熙『鎮江府志』三十六、姜士昌伝。
- (19) 謝肇淛『五雜俎』十五、談修『呵凍漫筆』下。
- (20) 『神宗実録』万曆十五年二月戊辰、同六月庚午。
- (21) 同前八月丁卯、および莫伯驥『五十万卷樓羣書跋文』史部三、挙業正式の条に録する礼部の上奏。
- (22) 于慎行『穀城山館文集』二十二（又『国朝献徵録』三十四）、余公墓誌銘。なお後述する馮琦の上疏につき、『明史』二百十六の馮氏本伝は「前尚書余繼登奏請約禁、……琦乃復極陳是弊」と述べる。つまり馮氏の上疏とは、余氏のそれを重申したものであった。また余氏の上疏が二十七年冬以後に行なわれたというのは、墓誌銘に拠るに、それが同年九月の災異（実録）より後のことに相違ないからである。
- (23) 吳亮輯『万曆疏鈔』三十五崇儒類、日付は『実録』による。ただし原疏は相当に長文なので、ここでは敢えて顧炎武『日知録』十八、李贄の条に節録されるところに拠った。本稿で問題とする範囲で言えば、その意味に特に変わりはなく、しかも叙述を簡潔にできるからである。ただし本文に「捜檢」とあるのは、『実録』ならびに「日知録」引文が、避諱のため「捜簡」と作っているのを、『疏鈔』に拠って改回したものである。なお『疏鈔』は尊経閣文庫および東京都立中央図書館に蔵本がある。
- (24) 李贄『焚書』自序、また同『統焚書』二、自刻説書序を参照。
- (25) 潘曾紘輯『季温陵外紀』三、跋李氏遺書。ただし『珂雪齋前集』

十、および『珂雪齋近集』七では篇題が「龍湖遺墨小序」となり、『外紀』本の「卓吾子」を「龍湖」としている。

(26) 『外紀』一、李溫陵伝。「前集」十六、および「近集」七の同伝では、引文中の「誅」字を「刊」に作る。なお本注および前注では、袁氏の本集を用いず敢えて『外紀』に拠っているが、これは『外紀』と『前集』がともに万曆四十六年序刊で、必ずしも『前集』の本文が『外紀』より優れているとは限らないこと、また以下にも『外紀』を用いることがあるためである。

(27) 馮琦「宗伯集」五十七。なおこの上奏、およびその結果の大略は『日知録』十八、科場禁約にも見えている。また詔の日付は「神宗実録」による。

(28) 同上。

(29) 『神宗実録』。

(30) 同上三十二年十一月庚午、癸酉、又十二月壬午朔。劉若愚『酌中志』二。

(31) 『酌中志』二。談遷『国権』万曆三十一年十一月庚午。

(32) 沈氏『万曆野獲編』二十七、二大教主。また達観については同、紫柏桐本。なお沈徳符は李卓吾の逮捕につき、「卓吾書を著し、四明相公を醜詆す」と聞いた沈一貫が、李氏のことを恨んだためと言っているが、仮にそうしたことがあったとすれば、それは在野の一著述家の言が首輔を動かしたということ、すなわちイデオログとしての李卓吾が、いかに大きな存在であったかを示すものとなる。

(33) 『易经澹窩因指』巻端の范氏・史左伯刊澹窩因指序。所見の一本は蓬左文庫蔵。

(34) 『神宗実録』万曆三十九年十一月癸丑。教条の款数は侯峒曾『侯忠節公全集』十七、申明欽定教条による。

(35) 『日知録』十八、李贄。

(36) 『熹宗実録』五年九月甲寅の賈繼春上言に対する旨。なお『爰書』編纂を最初に請うたのは、『実録』によれば五年五月癸亥、および六月壬辰の楊所修疏である。

(37) 『熹宗実録』五年八月壬午。ただし実際に書院を取り壊したのは、六年四月以降である。この間の経緯については、前掲『明季党社考』第六章第四節を参照。なお「其東林……、一切書院」であるが、これは東林等をはじめとする一切の書院ということであろう。この時に奏請されたのは「天下の講壇を毀つことであつたし、実際に毀られたのも四書院のみではない。

(38) 崇禎十六年序敦古齋刊本『羣書典彙』の敦古齋による凡例。所見の一本は陽明文庫蔵。

(39) 『国権』崇禎三年三月壬午。

(40) 『四書経正録』巻首の経正録序（李孫宸）、奏疏（李雲鸞）、および聖旨。なお所見の一本は蓬左文庫蔵。

(41) 『国権』崇禎九年十一月辛酉。

(42) 『侯忠節公全集』十七、申明欽定教条。なおこれが崇禎十一年の作であることは、同『全集』二の年譜中による。

(43) 眉史氏（陸世儀？）『復社紀略』（『東方学報』六五、一九九三、の拙校本）上。

(44) 『国権』崇禎十六年十月庚辰。

(45) 朱氏『湧幢小品』十六、邪正、李卓吾。朱氏の自跋によるに、「湧幢小品」は万曆三十七年至天啓元年間に著されたもの。『外紀』三、余氏・李卓吾先生遺書小序。

(46) 『続蔵書』焦序。又明末（約啓啓間）刊朱墨套印本『李氏焚書』に冠せられる焦序。所見の朱墨本は慶応大学図書館および京都大学文学部蔵。

(47) 張氏の李贄評価は、容肇祖『李卓吾評伝』（商務印書館、一九三七）引張氏『月鹿堂集』八、集導序による。下の引文は



『外紀』張序。

(48) 注(23)に同。ただしここに引く部分は『実録』『日知録』には録されておらず、直接『万曆疏鈔』に拠っている。なおこの疏中、朱季友のことを「季文」と作っているのは、版刻の際「朱」字を落としたうえ、更に「友」を「文」と誤ったのであろうか。

(49) 謝国楨『晚明史籍考』一、皇明從信錄条案語。

(50) 『穆宗実録』隆慶五年九月辛巳。

(51) 『万曆野獲編』二十五、焚通紀。

(52) 『熹宗実録』天啓四年正月戊寅。

(53) 『熹宗実録』天啓五年四月戊子。なお『実録』では書名を「泰昌実録」とするが、ここでは『国権』および『明史芸文志』稿

(京都大学附属図書館蔵旧鈔本、また『千頃堂書目』)に拠って「日録」と定めた。

(54) 『明史芸文志』稿および『国権』天啓五年四月丙戌。なお楊氏の名を『国権』と『千頃堂書目』は「維休」に作るが、ここでは『実録』ならびに『明史芸文志』稿に従って「惟休」とした。

(55) 『都察院実録』天啓六年八月二十九日。『実録』同戊辰。

(56) 鄧之誠『五石齋文史札記』(『中華文史論叢』六三、二〇〇〇)。なお文中に引かれる『三朝野紀』であるが、通行する荊駝逸史本は巻五、六を欠く不全本で、許氏に関する巻六の記事は当然見られない。鄧氏が用いたのはおそらく旧鈔足本なのであろう。

『列皇小識』の方は、引文に若干の省略がありはするものの、ここで特に注意すべき問題はない。

(57) 蕭良餘『筆記』。

(58) 『万曆邸鈔』万曆十三年六月「論胡禎龍宗武永茂」の項。

(59) 『国権』崇禎十年五月己丑条談遷案語。

(60) 文秉『定陵註略』七。

(61) 『万曆邸鈔』四十四年三月「刑部尚書李銜封進原任電白知県

周玄暉(暉)「謗書」の項。

(62) 注(60)に同。また『実録』万曆四十四年三月辛未朔。なお文中に言う「現在見ることのできる本」とは、『涵芬楼秘笈』第八輯本のこと。

(63) 『明史』二百五十九、熊廷弼伝、『国権』崇禎五年八月戊戌、『酌中志』二十四、黒頭爰立紀畧。なお『遼東伝』の書名であるが、『明史』には「馮銓……出市刊遼東伝」、『国権』には「丁紹軾等……出刊有象遼東伝」とあり、前者では「市に刊せる」、すなわち坊刻の、という意味に解釈できなくもないが、後者によれば、その全称は『刊有象遼東伝』だったようである。もともと「刊」一字を冠称に用いるというのは、ふつうにはないことのように思われるが、ここでは「新刊」等の上一字を落としたか、たまたま「刻」字の代わりに用いられたのであろう。「刻」一字を冠称とすることは、明末ではさほど珍しくない。

(64) 『茶香室叢鈔』十七、遼東伝。

(65) 俞正燮『癸巳存稿』十四、書廬城平話後。

(66) 『玉堂書記』四。なお『四庫全書総目』はこの書が崇禎十六年十二月に成ったと言う。ここで用いた嘉業堂叢書本にそのことを示す文字はないが、館臣が見た本には年月を署した序跋の類があったのであろう。

(67) 同前自序。

(68) 同前二。

(69) 『明史』二百五十四、金光辰伝。なお『明史』の「出守昌平」を『国権』は「添設鎮守昌平」、『玉堂書記』一は「撫治昌平」とする。またこれを九年八月の事とするのは『国権』による。

(70) 『国権』天啓七年十一月甲子朔、魏忠賢を鳳陽に移した際の上諭。同崇禎元年正月丁卯。

(71) 同前崇禎元年正月庚辰。

(72) 同前崇禎元年二月壬子、および三年正月己酉の上諭。

(73) 順治「御製人臣傲心録」當私論、および雍正「御製朋党論」(『世宗実録』雍正二年七月丁巳)。なおここで用いた四庫全書本「人臣傲心録」は、この書を「大学士王永吉恭纂」、また冠称を「御定」とするが、ここでは内版の書名、および「四庫全書総目」の「世祖章皇帝御撰」に従っている。

(74) この語は「殊批諭旨」中に頻見したと記憶し、とりあえず李衛の奏摺を検したところ、雍正二年七月二十五日摺、五年四月(十一日?) 第二摺、五年十二月初三日摺、六年二月二十五日第三摺などの殊批に用いられていた。全書を通じて確認したわけではないが、これが雍正帝の愛用語であったのはまず間違いない。あるまい。

(75) 「国権」崇禎七年十一月戊寅。

(76) 黄宗羲「明夷待訪録」原臣の語。下文の「以天下万民起見」も同。

(77) 「国権」崇禎七年八月辛未の上諭。

(78) 「玉堂薈記」四。なお「交際を嚴禁」した命がいつ下されたのかは未詳ながら、「国権」によれば、「書牘」は七年十月癸卯に一度禁じられ、また十三年六月癸亥に至り、改めて「中外官私書」が禁じられている。

(79) 「劉子全書」十五、冒死陳言開広聖心疏。上疏の年月は同四十、年譜による。

(80) 李燾「統資治通鑑長編」熙寧四年三月戊子。

(81) 黄印「錫金識小録」一、邑紳、同四、林居漫録。

(82) 注(2)に同。

(83) 学額の削減につき、本文で触れえたのは万曆三年の張居正によるものだけであったが、実のところ削減の努力はその後も続いていたようで、少なくとも崇禎八年ごろには「奉烈皇帝慎重名器之詔、減天下取士額」(『侯忠節公全集』一、年譜上、崇禎

八年条)といい、これはある程度実行されたようである。また避諱の励行も天啓四年に始まり、清朝に入つて完成された統制策の一で、これについては拙稿「明末の避諱をめぐって」(『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇一)を参照。

(い)のうえ すすむ 名古屋大学文学研究科教授